

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会 (東京学芸大学)について(申合せ)

平成9年10月22日
研究科運営委員会決定

東京学芸大学における，大学院連合学校教育学研究科所属教員適格者選考委員会の開設，構成及び運営については，次のとおり行う。

1 適格者選考委員会開設の申請

適格者選考委員会（以下「選考委員会」という。）開設の申請は，当該連合講座（以下「講座」という。）東京学芸大学部会の要請に基づき，当該講座の東京学芸大学部会代表者が，当該講座代表者会議の議を経て，選考委員会開設申請書（様式1）により大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）（以下「運営委員会」という。）委員長に要請する。

2 選考委員会開設の承認

運営委員会委員長は，前項の要請に基づき，運営委員会に諮り，運営委員会は選考の必要を認めるときは，選考委員会の開設を承認する。

3 選考委員会の招集

選考委員会は，当該講座の部会代表者が招集する。

4 選考委員会の構成

- (1) 選考委員会は，原則として当該講座の所属教員5名の委員をもって構成するものとし，当該講座東京学芸大学部会に所属する教授の合議により選定するものとする。
- (2) 選考委員会委員は，運営委員会委員1名を含み，専門分野の均衡を考慮して選定するものとする。
- (3) 前号において，専門分野とは，授業科目の区分をいう。
- (4) 選考委員会の構成にあたり，連合学校教育学研究科を構成する他大学の当該講座所属教員を含むことができる。また，特に必要と認めるときは，他講座の東京学芸大学部会に所属する教員を含むことができる。
- (5) 選考委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

5 選考委員会開催の公示

- (1) 選考委員会の開催は，開催日の1週間前までに日時・場所及び委員名を，所定の場所に公示して行わなければならない。

- (2) 公示後の委員の交替は、原則として認めない。ただし、部会代表者がやむを得ないと認める事由が生じたときは、この限りでない。
- (3) 公示の内容に変更が生じたときは、新たに第 1 号により公示しなければならない。

6 選考委員会の審査

選考委員会は、全委員出席のもとに開催し、適格候補者を審査する。

7 運営委員会への報告

第 4 項第 2 号の運営委員会委員は、適格候補者の個人調書に所属教員適格候補者選考調書（様式 2）を添え、審査の結果及びその経緯を直ちに運営委員会委員長に報告する。

8 その他

この申合せによりがたい場合は、その都度運営委員会に諮り、決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成 9 年 10 月 23 日から施行する。